

鳥取県公報

規則

◇鳥取縣規則第七十号

火薬類取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

火薬類取締法施行細則

第一章 総 則

(通則)

第一條 火薬類の取締については、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号、以下「法」という。)同施行令(昭和二十五年政令第百二十三号)同施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号以下「規則」という。)に規定するもののほかこの規則の定めるところによる。

第二章 販 売

(販売営業許可の申請)

第二條 法第五條の規定による販売営業の許可を受けようとするものは、火薬類販売営業許可申請書に左の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 法第六條各号の一に該当しない旨の誓約書
- 二 火薬庫完成検査証の寫
- 三 火薬類取扱主任者免狀の寫

2 相続、遺贈又は營業の譲渡により販売事業を繼承しようとするものが許可を申請する場合は、前項各号の書類のほか当該事実を証するに足る書類を添えなければならない。

(販売營業の許可証)

第三條 知事は火薬類の販売營業の許可を与えたもの

昭和二十六年十月二十六日
第二千二百五十六号

金 曜 日

本書ノ大キサハ既定規格A五判

01029

(以下「販売業者」という。)には別記様式第一号の許可証を交付する。

(帳簿)

第四條 法第四十一條の規定による販売業者の帳簿は、別記様式第二号によらなければならない。

(報告)

第五條 規則第十二條の規定による販売業者の月報又は許可申請書記載事項の変更報告書は、別記様式第三号又は第四号によらなければならない。

2 販売業者は、別記様式第五号による年報を翌年一月末日までに知事に提出しなければならない。

第三章 貯 藏

(火薬庫の新設又は移転の許可申請)

第六條 法第十二條第一項の規定による火薬庫の設置又は移転の許可を受けようとするものは、規則第十三條に定める書類に左の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 設置場所が他人の所有地であるときは、その設置

に関する承諾書

二 設置場所が保安地区でないことの所轄市町村長の証明書、保安地区である場合は、所轄行政庁の設置許可証又は認可証の寫

三 火薬庫の配置図(土堤、堤脚外周二米は赤線をもつて示すこと)

四 火薬類取扱主任者(当該火薬庫専任)の免狀の寫
2 規則第十三條第二項の火薬庫工事設計明細書には、図面(正面、平面及び断面)のほか、詳細を記載しなければならない。

(新設及び変更の許可証)

第七條 知事は前條第一項の許可を与えたものには別記様式第六号の許可証を交付する。

2 知事は、法第十二條第一項の変更の許可を与えたものには別記様式第七号の許可証を交付する。

(変更届)

第八條 規則第十四條の規定による貯藏火薬類等の変更届は、別記様式第八号によらなければならない。

01039

(火薬庫外貯藏所)

第九條 規則第十五條第一項第三号から第五号までの規定による知事の指示する安全な場所とは、次の条件を具備することについて知事の確認を受けた場所とする。

一 穴藏又は獨立家屋(構造は土藏、煉瓦造り、又はコンクリート造で壁の厚さは十センチメートル以上)で周囲に二メートル以上の空地を有すること。

二 爆発、発火又は引火の虞のあるものを收容してゐないこと。

三 火災及び盜難の防止に充分な設備(貯水槽、消火器、堅固な旋錠等)を有すること。

四 貯藏方法は、各種別毎に不燃質物の隔壁を有すること。

2 知事は特別の事情があると認めるときは、前項各号の条件を緩和することができる。

(火薬庫外貯藏確認の申請)

第十條 前條第一項の規定による知事の確認を受けようとするものは別記様式第九号の火薬庫外貯藏確認申請

書を知事に提出しなければならない。

(火薬庫外貯藏の認可証)

第十一條 知事は前條の確認を与えたものには別記様式第十号の認可証を交付する。

(帳簿)

第十二條 法第四十一條の規定による火薬庫の所有者又は占有者の帳簿は、別記様式第十一号によらなければならない。

(報告)

第十三條 規則第三十四條に規定する火薬庫の所有者又は占有者の月報又は許可申請書記載事項の変更報告書は、別記様式第十二号又は第八号によらなければならない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、別記様式第十二号による年報を翌年一月末日までに知事に提出しなければならない。

第四章 讓受及び讓渡

(讓受許可の申請)

第十四條 法第十七條第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとするものは、規則第三十六條に定める書類に左の書類を添えて七日前までに知事に提出しなければならない。

一 市町村長の發給する身分証明書

二 消費計画書

三 県及び市町村の行う工事の場合はそれを証明するもの。

(譲受、譲渡の期限)

第十五條 火薬類の譲受及び譲渡は許可の日から半箇年以内になければならない。

第五章 消 費

(消費許可の申請)

第十六條 法第二十五條第一項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとするものは、規則第四十八條に定める書類に左の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 消費地が他人の所有地の場合はその消費に関する

承諾書、河川及び土木工事の場合は関係土木出張所長、市町村長の証明書

二 消費地が保安地区、公園又は開墾制限地等である場合は所轄行政庁の使用許可証

三 消費地附近の詳細な見取図
(消費許可証)

第十七條 知事は前條の許可を与えたものには別記様式第十三号の許可証を交付する。

第六章 主任者試験

(試験)

第十八條 規則第七十三條に規定する主任者試験は、毎年定期に行い必要に応じて臨時に行う。

2 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は試験期日の一箇月前までに公告し合格者に対しては試験施行後一箇月以内にその旨を本人に通知する。
(主任者免状の交付)

第十九條 規則第七十三條に規定する主任者試験に合格した者は、規則第七十九條によつて主任者免状交付申

請書を知事に提出しなければならない。

第七章 雑 則

(完成検査)

第二十條 規則第九十三條の規定により知事に提出すべき火薬庫の完成検査届は、別記様式第十四号によらなければならない。

2 完成検査に合格しなかつた場合は不備の箇所を完成して再度前項の届出をしなければならない。

(相統等の届出)

第二十一條 規則第九十四條に規定する届出は、別記様式第十五号によらなければならない。

(営業等の廃止届出)

第二十二條 法第十六條第一項及び第二項に定める届出は、別記様式第十六号によらなければならない。

(事故報告)

第二十三條 法第四十六條第一号の場合においては、火薬類の所有者又は占有者は遅滞なく別記様式第十七号により知事に報告しなければならない。

(提出書類の経由先、部数)

第二十四條 この規則により知事に提出すべき書類(申請書、届書)は市にあつては市長を、町村にあつては所轄地方事務所長を経由して提出しなければならない。
2 前項の書類の部数は申請の場合は三通、届出の場合には二通とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第二号

第 号

火薬類販売営業許可証

火薬類取締法第五條の規定に基き左記により火薬類販売営業を許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

記

- 一 名 称
 - 二 所 在 地
 - 三 代表者、住所、氏名、年令
 - 四 販売する火薬類の種類
 - 五 火薬庫種別棟数及び許可年月日、番号
 - 六 取扱主任者免状種別及び免状番号
- 住所、氏名、年令

この許可証は販売営業許可申請書寫を添付して保管しなければならない。

別記様式第二号

火薬類販売営業明細簿 (讓受) (讓渡)

月 日	讓 受 (渡)				讓 受 (渡) 相 手 方						
	火 薬	爆 薬	工 雷	管 雷	管 雷	導 火 線	煙 火	住 所	氏 名	許 可 号	消 火 種 類
前月越高											

別記様式第一号

第 号

火薬類販売営業許可証

火薬類取締法第五條の規定に基き左記により火薬類販売営業を許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

記

- 一 名 称
- 二 所在地
- 三 代表者、住所、氏名、年令
- 四 販売する火薬類の種類
- 五 火薬庫種別棟数及び許可年月日、番号
- 六 取扱主任者免状種別及び免状番号

住所、氏名、年令

この許可証は販売営業許可申請書寫を添付して保管しなければならない。

別記様式第一号

火薬類販売営業明細簿 (譲受) (譲渡)

月 日	譲 受 (渡)					譲 受 (渡) 相 手 方			
	火 薬	爆 薬	工 雷	業 管	電 雷	住 所	氏 名	許 可 号	消 火 種 類
前月越高									

別記様式第三号

鳥取縣公報

第二千二百五十六号

昭和二十六年十月二十六日

(第三種郵便物認可)

八

火薬類販売月報 (年 月分)

種	類	前	月	起	高	讓	受	讓	渡	残	備	考
火	薬											
爆	薬											
工	業											
電	気											
獵	用											
導	火											
煙	火											
そ	の											
他												

昭和 年 月 日

住所

氏

名印

鳥取県知事

殿

別記様式第四号

火薬類販売営業変更報告書

販売営業許可年月日 及び番号		許可を 受けた 者		住 所	変 更 の 種 別	変 更 事 項	変 更 前 の 事 項	変 更 事 由	変 更 期 間	備 考
		氏 名 、 年 令	氏 名 、 年 令							

昭和 年 月 日

右責任者氏名

印

鳥取県知事

殿

別記様式第五号

鳥取縣公報

第二千二百五十六号

昭和二十六年十月二十六日

(第三種郵便物認可)

火薬類販売年報 (年度分)

種類	前年	越	高	讓	受	讓	渡	年末	現在	高	備	考
火薬												
爆薬												
工業雷管												
電気雷管												
獵用雷管												
導火线												
煙火												
その他												

年月日

住所

氏

名印

鳥取県知事

殿

別記様式第六号

第 号

火薬庫設置許可証

年月日 鳥取県知事

許可を受けたもの	住所	火薬庫種類	所在地	保安物件との距離	棟数及び構造	貯蔵制限
	職業氏名					

この許可証には許可申請書の寫一部を添付して保管しなければならぬ。

別許様式第七号

第 号

火薬庫 () 変更許可証

年月日

鳥取県知事

許可年月日	種別番号	申請者	住所	職業氏名	変更の種類	変更事項	変更前の事項	変更は更期	備考

別記様式第十二号

火薬庫月報(年報)(年月分)(年分)	火薬庫種別	種 類 (前年) 前月 越 高	入 庫	出 庫	現 在 量	備 考	火薬庫 所在地
	火薬庫 所在地						
鳥取県知事 殿	住所 氏名	年 月 日					印

別記第十三号

第 号	火薬類消費許可証	年 月 日	鳥取県知事
許可を 受けた 者	住所	年 月 日	鳥取県知事
有効期 間	職業氏名 年令		
用 途			
消費許 可量			
消費場 所			
日時(期 間)			
取扱者氏 名			
備考	この許可証は有効期間を満了し又は期間内でも消費の目的を達成したときは七日以内に知事に返納しなければならぬ。		

別記様式第十四号

火薬庫完成検査届	許可年月日 番号	しゅん功年月日	検査希望年月日	県庁より検査場 所への経路	備考	年 月 日	右事業の名称	住所	鳥取県知事 殿	印
----------	-------------	---------	---------	------------------	----	-------------	--------	----	------------	---

別記様式第十五号

所有権取得届	取得の種別	許可年月日番号	所在地	旧所有者	本籍 現住所 職業氏名 年令	備考	添付書類 戸籍謄本	年 月 日	右事業の名称	住所	鳥取県知事 殿	氏 名 印
--------	-------	---------	-----	------	-------------------------	----	--------------	-------------	--------	----	------------	-------------

別記様式第十六号

火薬類販売業廃止届(火薬庫廃止届)

廃止の種別	許可年月日	番在	所	譲渡したときはその相手方の職業住所氏名	廃止理由	備考	添付書類 許可証	年 月 日	右事業の名称	鳥取県知事 殿
-------	-------	----	---	---------------------	------	----	----------	-------	--------	---------

別記様式第十七号

火薬類事故報告書

発生后採つた処置	被害概要			日時場所	原因	火薬類の種類数量	事故の種類	事業者			
	金額	人員	物件					名称及び所在地	代表者	住所氏名	
年 月 日								右責任者氏名			鳥取県知事 殿
											印

鳥取縣規則第七十一号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則中改正規則別表の失業保険金額表(その二)を次のように改める。

失業保険金額表(その二)

等級	給与日額	保険金日額
1	三三円未満	一五円
2	三三円以上五三円未満	二五〃
3	五三〃	三五〃
4	七三〃	五〇〃
5	九四〃	六〇〃
6	一一三〃	七五〃
7	一三四〃	八五〃
8	一五四〃	一〇〇〃

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
五二三〃	五〇二〃	四八二〃	四六一〃	四四〇〃	四二一〃	四〇〇〃	三七九〃	三五九〃	三三八〃	三一七〃	二九八〃	二七七〃	二五六〃	二三六〃	二二五〃	一九四〃	一七五円以上一九四円未満
五四四〃	五二三〃	五〇二〃	四八二〃	四六一〃	四四〇〃	四二一〃	三七九〃	三五九〃	三三八〃	三一七〃	二九八〃	二七七〃	二五六〃	二三六〃	二二五〃	一九五〃	一一〇〃
三二〇〃	三一〇〃	二九五〃	二八五〃	二七〇〃	二六〇〃	二四五〃	二三五〃	二二〇〃	二一〇〃	一九五〃	一七〇〃	一六〇〃	一五〇〃	一三五円	一一五〃	一一〇〃	

27	五四四円以上五六三円未満	三三〇円
28	五六三〃	三四五〃
29	五八四〃	三五五〃
30	六一五以上	三七〇〃

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年六月一から適用する。

◇鳥取縣規則第七十二号

昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

栄養士免許その他の手数料、徴収規程中改正規程第一條第四号中「理容師試験手数料」を「理容師又は美容師試験手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二	理容師又は美容師試験合格証明書交付手数料	五十円
同條第五号中	「理容師免許手数料」を「理容師若しくは理髪師又は美容師免許手数料」に同條第六号中「理容師免許証書換手数料」を「理容師若しくは理髪師又は美容師免許証書換手数料」に同條第七号中「理容師免許証再交付手数料」を「理容師若しくは理髪師又は美容師免許証再交付手数料」に改め、同條第十五号の次に次の三号を加える。	
十五の二	保健婦業務従事証交付手数料	百円
十五の三	保健婦業務従事証書換手数料	三十円
十五の四	保健婦業務従事証再交付手数料	五十円
同條第十八号の次に	次の三号を加える。	
十八の二	助産婦業務従事証交付手数料	百円
十八の三	助産婦業務従事証書換手数料	三十円
十八の四	助産婦業務従事証再交付手数料	五十円
同條第二十二号の二から	第第二十二号の十七までを次のように改める。	

二十二の二	看護婦業務従事証交付手数料	百円
二十二の三	看護婦業務従事証書換手数料	三十円
二十二の四	看護婦業務従事証再交付手数料	五十円
二十二の五	乙種看護婦試験手数料	百五十円
二十二の六	看護人試験手数料	百五十円
二十二の七	看護人免許手数料	百円
二十二の八	看護人免状書換手数料	三十円
二十二の九	看護人免状再交付手数料	五十円
二十二の十	看護人業務従事証交付手数料	百円
二十二の十一	看護人業務従事証書換手数料	三十円
二十二の十二	看護人業務従事証再交付手数料	五十円

同條「第六十二号の四」を「第六十二号の五」とし以下順次繰り下げる。

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年九月二十八日から適用する。

◇鳥取縣規則第七十三号

診療エックス線技師法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療エックス線技師法施行細則

(書類の經由)

第一條 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。)(診療エックス線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号。以下「省令」という。))及びこの規則により知事に提出する書類は、住所地又は就業場所を管轄する保健所長を經由しなければならない。

(診療エックス線技師籍)

第二條 法第七條の規定による診療エックス線技師籍は、第一号様式による。

(免許証再交付の申請)

第三條 法第八條第二項の規定による免許証再交付申請書は、第二号様式によらなければならない。

第四條 法第十三條の規定による氏名又は本籍の変更届

は、第三号様式によらなければならぬ。

(住所の変更届)

第五條 法第十四條第一項の規定による住所変更届は、

第四号様式によらなければならぬ。

2 法第十四條第二項の規定による外地移住届は、第五号様式によらなければならぬ。

(死亡の届出)

第六條 法第十五條第一項の規定による死亡又は失そ、

の届出は、第六号様式によらなければならぬ。

(診療エックス線技師籍のまつ消の申請)

第七條 省令第四條の規定による診療エックス線技師籍

のまつ消申請書は、第七号様式によらなければならぬ。

(業務開始の届出)

第八條 診療エックス線技師は、その業務を開始したと

きは、十日以内に免許証の寫を添えて、第八号様式に

より知事に届け出なければならぬ。

(県内における住所及び業務従事の場合の変更届)

第九條 診療エックス線技師は、県内において住所又は

業務従事の場合を変更したときは、十日以内に第九号様式により知事に届け出なければならぬ。

(業務廃止の届出)

第十條 診療エックス線技師は、その業務を廃止したと

きは、十日以内に第十号様式により知事に届け出なければならぬ。

(照射録)

第十一條 法第二十七條第一項の規程による診療エック

ス線照射録は、第十一号様式(個人用)第十二号様式

(個人連続用)及び第十三号様式(集団用)によらな

ければならぬ。

(証票)

第十二條 法第二十七條第三項の規定による証票は、第

十四号様式による。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 法附則第三項に規定する者については、第一條(書

類の經由)第八條(業務開始の届出)第九條(県内に

おける住所及び業務従事の場合の変更届)第十條(業

務廃止の届出)の規定を準用する。

第一号様式

(診療エックス線技師籍)

登録番号	登録年月日		試験合格の年月		本籍(国籍)
	登録ま、つ、消年月日	登録ま、つ、消事由	氏名及び生年月日	性別	
住所異動歴	前登録府県名	登録番号	登録年月日	前登録府県名	登録番号
	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
記事					

(右 同)

第二号様式

診療エツクス線技師免許証再交付申請書

本籍	住所	業務従事の場所	氏名	登録番号	再交付申請事由
			性別	登録年月日	
			生年月日	試験合格年月日	

右のように免許証を亡失(破損)したので再交付を受けたく申請します。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊟

第三号様式

診療エツクス線技師籍登録事項変更届

本籍(籍)	住所	氏名	登録番号	変更年月日	変更事由
変更前		変更前			
変更後		業務従事の場所		登録年月日	
		生年月日			

右のように登録事項に変更を生じたので免許証を書換願いたく関係書類を添えてお届けします。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊟

第四号様式

診療エツクス線技師住所変更届

本籍	住所	業務従事の場所	氏名	登録番号	住所変更年月日
	変更前				
	変更後		生年月日	登録年月日	住所変更理由

右のように住所を変更したので免許証添付の上お届けします。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊟

第五号様式

診療エツクス線技師外地移住届

本籍	住所	業務従事の場所	氏名	登録番号	移住予定地	移住の事由
		業務従事の場所	生年月日	登録年月日		

右のように移住しようと思っておりますのでお届けします。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 ㊟

第六号様式

診療エツクス線技師死亡(失そう)届

本籍	
住所	
業務従事の場所	
氏名	性別
登録番号	生年
	月日
死亡(失そう)月日	登録年月日

右のように死亡(失そう)しましたので免許証を添えてお届けします。

年 月 日

届出義務者住所

本人との続柄 氏

名 ㊦

鳥取県知事 殿

第七号様式

診療エツクス線技師籍まつ消申請書

本籍	
住所	
業務従業の場所	
氏名	性別
登録番号	生年
	月日
申請事由	登録年月日

右のような事由により診療エツクス線技師籍のまつ消をお願いしたく免許証を添えて申請します。

年 月 日

氏

名 ㊦

鳥取県知事 殿

第八号様式

診療エツクス線技師業務開始届

本籍	
住所	
業務従事の場所	
氏名	生年
	月日
業務開始の年月日	

右のように業務を開始しましたので免許証の寫を添えてお届けします。

年 月 日

氏

名 ㊦

鳥取県知事 殿

第九号様式

診療エツクス線技師県内住所変更届

本籍	
住所	
業務従事の場所	
前変更の住所	
後変更の住所	
氏名	登録番号
変更年月日	

右のように住所(業務従事の場所)を変更したので御届けします。

年 月 日

氏

名 ㊦

鳥取県知事 殿

第十号様式

診療エツクス線技師業務廃止届

本籍	住所	業務従事の場所	氏名	業務廃止の年月日	業務廃止の事由
			生年 月日		

右のように業務を廃止しましたので御届けします。

年 月 日

鳥取県知事 殿

氏

名

印

第十一号様式

診療エツクス線照射録

住所	氏名	照射年月日	指示を受けた 医師又は 歯科 医師の氏名	指示の内容	照射の方法	備考
	性別					(院外で行つた場合はその場所) (病名が判ればその病名)
	年齢			(指示医師の署名)		

(個人用)

第十二号様式

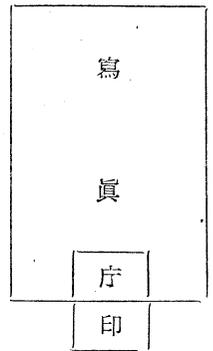
第 号 昭和 年 月 日作製

診療エツクス線照射録

住所	病名		
氏名	性別	年齢	
	所属科		
記事			
年月日	医師の指示の内容	照射の方法	指示した医師の署名

(個人連続用)

第十四号様式



第 号 氏 名

年 月 日 生

診療エックス線技師法第二十七條の規定による
当該職員の証

昭和 年 月 日

鳥 取 県 團

◇鳥取縣規則第七十四号

水利使用料徴收規則(昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

水利使用料徴收規則改正規則

第二條中「常時理論馬力一馬力に付年額九十円」を「常時理論馬力一馬力に付年額百七十円」に「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額四十五円」を「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額八十五円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

01053

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸
政党、協会その他の団体に關する報告書要旨
一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
二、期間 自昭和二十六年九月 一 日
至同 年九月二十九日
三、報告書の要旨

同 和 会	団 体 名	寄附及び 収入又は 寄附の總 額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		支出の總額	一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告書受理 年月日
		数件	總額	数件	總額	数件	總額		数件	總額	数件	總額	
1													昭和二六、八
1													
1													
1													
1													

四、主要なる寄附者及び支出

- (一) 寄 附 者
 - (二) 支 出 者
- (該当なし)

01057

公 告

昭和二十六年度第二回理容師美容師試験公告
理容師美容師法施行規則第十九條の二の規定による昭和二十六年度第二回理容師、美容師試験を次のとおり実施する。

昭和二十六年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、受験資格
- (一) 学校教育法第四十七條に規定する者
- 二、試験科目及び方法
- (一) 学科試験
 - 1、衛生法規大意
 - 2、消毒 法
 - 3、公衆衛生学大意(傳染病学を含む)
 - 4、生理衛生大意(皮膚科学を含む)
 - 5、物象大意
 - 6、理容大意又は美容大意

- (二) 実地試験及び口頭試問
 - 1、頭髮整容技術
 - 2、顔面整容技術
 - 3、消毒 法
 - 4、電気機具の取扱(美容師のみ)
 - 5、口頭試問
- (三) 試験方法
 - 1、学科試験は筆答とする。
 - 2、実地試験は学科試験合格者のみとする。
- 三、試験の期日、場所及び合格者の発表
- (一) 試験期日
 - 1、学科試験 昭和二十六年十一月十九日午前九時より午後五時まで
 - 2、実地試験 昭和二十六年十一月二十六日午前九時より午後五時まで
- (二) 場 所
 - 米子市角盤町二丁目 米子保健所内
- (三) 合格者の発表

- 1、学科試験受験者に対し合格、不合格について通知する。
- 2、合格者は十二月上旬県公報により発表する。

四、出願期限

昭和二十六年十一月十日までに手数料二百円を添え管轄保健所經由知事に願書を提出しなければならぬ。

五、受験願書

- (一) 試験を受けようとするものは、別記様式の受験願書に履歴書、戸籍謄本又は抄本(一通) 養成施設の卒業証書の寫(一通) 実地習練所修了証書の寫(一通) 最終学校卒業証明書(一通) 及び名刺型半身寫眞(二葉)を添えて提出すること。
- (二) その他

この試験に関し疑問の点は、郵便切手(八円)をちよう付した封筒を同封して公衆衛生課宛照会すると。

別記様式

理容師美容師試験受験願

本 籍

住 所

氏 名 年 月 日 生

一、受験種別理容師(美容師)

二、履歴書及び戸籍謄本(抄本) 一通別紙の通り

三、養成施設の卒業証書及び実地習練所修了証書の寫各一通別紙の通り

最終学校卒業証明書一通別紙の通り

一、名刺型半身寫眞二葉別添の通り

註(寫眞は二箇月以内に撮影し、帽子を冠らないもので、裏面に住所氏名及び生年月日撮影年月日を記載のこと。)

右の通り理容師(美容師) 試験を受けたいので関係書類並びに寫眞を添えてお願いします。

鳥取県知事 殿 右 氏 名 印